様式

委員会規則第３条第１項に基づく届出書

令和2年7月10日

□ 中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	◉ 知事　　○ 市区町村長等
2. 都道府県名	福井県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	14
5. 独自利用事務の事例番号	113-6-1(2)
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/toukei-jouhou/dokuji20191009.html

執行機関名　福井県知事

知事等（教育委員会）が行う高等学校等の専攻科に係る修学支援に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	私立の高等学校または中等教育学校の後期課程が置く専攻科（二の項において「高等学校等専攻科」という。）に在学する生徒に対する授業料のための支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		福井県個人番号の利用等に関する条例（平成二十七年福井県条例第四十三号）別表第1の1の2の項 私立の高等学校または中等教育学校の後期課程が置く専攻科（二の項において「高等学校等専攻科」という。）に在学する生徒に対する授業料のための支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第1条	大学私学課所管補助金等交付要綱　別表第1の12の項の下欄
⑥事務の趣旨又は目的	第1条　この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	私立の高等学校または中等教育学校の後期課程に通う生徒の教育費負担を軽減する。
⑦独自利用事務の関連規範		大学私学課所管補助金等交付要綱 私立高等学校等専攻科支援金交付要領